

資料提供

提供年月日：令和2年（2020年）12月12日
部 局 名：農政水産部（森川、内本）
 防災危機管理局（積、前田）
電 話：077-528-3850, 3851

高病原性鳥インフルエンザが疑われる事例の確認について

1. 農場の概要

所在地：東近江市

飼養状況：採卵鶏 11,000羽

2. 発生の経緯

- (1) 本日9時30分、当該農場から家畜保健衛生所に対し、死亡鶏が増加した旨の通報。
- (2) 家畜保健衛生所が緊急立ち入りし、飼養鶏について簡易検査を実施したところ、陽性を確認。
- (3) 今後、家畜保健衛生所でPCR検査を実施する予定。

3. 今後の対応

- (1) 緊急の措置としてPCR検査結果が判明するまでの間、以下の対応を実施します。
 - ① 当該農場における移動の自粛の要請
 - ② 当該農場周辺の飼養農場の状況等についての早急な把握
- (2) 滋賀県特定家畜伝染病対策本部の設置
- (3) PCR検査の結果により高病原性鳥インフルエンザと病性決定された場合には、飼養家きんの殺処分、周辺農場における法的な移動制限、畜産関係車両に対する消毒ポイントの運営等、必要な防疫措置を実施します。

4. その他

- (1) 我が国ではこれまで家きん肉、家きん卵を食べることにより、鳥インフルエンザウイルスが人に感染した事例は報告されていません。
- (2) 現場での取材は、本病のまん延を引き起こすおそれがあること、農家の方のプライバシーを侵害しかねないことから、厳に慎むよう御協力をお願いいたします。
- (3) 今後とも、迅速で正確な情報提供に努めますので、生産者等の関係者が根拠のない噂などにより混乱することがないように、御協力をお願いします。